

被災者のみなさまへ



政府広報

## 政府からのお知らせ

※事業主の方のための事業再建の情報は  
ウラ側からご覧いただけます

被災されたみなさまのための

# 生活再建 ハンドブック

—5月2日に成立した補正予算(4兆円超)のご案内—

東日本大震災の被害にあわれた  
みなさまの生活再建を  
支援するための  
補正予算が成立しました。



ご自由にお持ち帰りいただき、ぜひご活用ください。

平成23年(2011年)5月12日発行

# すべては一日も早い 被災地の生活再建・安心のために――。

被災地の復旧のために、4兆円を超える補正予算が

5月2日に国会で成立しました。

このハンドブックでは、この予算のうち、みなさまの  
生活再建に直結する項目を選びだしてお知らせします。

---

## 総合計4兆153億円

今回の予算には、このハンドブックでお知らせするものにあわせ、  
以下のような項目が盛り込まれています。

---

### 災害復旧活動 の継続

**2,593  
億円**

自衛隊、消防、警察、  
海上保安庁が災害復旧活動  
などを継続する  
ための経費です

### 公共施設などの 復旧

**1兆2,019  
億円**

被災した河川、道路、港湾、  
空港、上下水道などの  
災害復旧や各種施設の復旧、  
被災者向けの災害公営住宅  
の整備などをすすめます

### 地方交付税 を増額

**1,200  
億円**

震災に係る  
地方公共団体の  
特別の財政需要に対し、  
国がサポートします

# 被災されたみなさまへ

---

4 支援金のこと

6 住まいのこと

8 しごとのこと

12 医療・福祉のこと

18 子育て・教育のこと

21 放射線のこと

22 がれき・廃棄物処理のこと

# 支援金のこと

基礎支援金  
一世帯最高  
**100万円**

加算支援金  
住宅の再建方法  
に応じて最高  
**200万円**

## 災害弔慰金

生計維持者が  
死亡された場合  
**500万円**

その他の方が  
死亡された場合  
**250万円**

## I 被災者生活再建支援金 520億円

## 災害障害見舞金

生計維持者が  
重度の障害を  
受けた場合  
**250万円**

その他の方が  
重度の障害を  
受けた場合  
**125万円**

## 災害援護資金貸付

被災状況  
に応じて**150～  
350万円**  
無利子  
※保証人がいない場合は  
年利1.5%

## 生活福祉資金貸付

当座の生活費  
最高**10万円**  
無利子  
※要介護者の方がおられる場合  
などには最高20万円

## III 災害援護資金などの貸付 606億円

## II 災害弔慰金・災害障害見舞金 485億円



I

## 住宅に著しい被害を受けた世帯に 被災者生活再建支援金を支給します →520億円

災害により住宅が全壊するなど、著しい被害を受けた方々に対して支援金が支給されます。支給額は以下の2つの支援金の合計額になります。

●1世帯あたりの金額(単身世帯は3 / 4の額となります)

基礎支援金 全壊など:100万円 大規模半壊:50万円

加算支援金 建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円

### 申請

支給申請は、被災時に居住していた市町村に提出してください。

### 支給

支給は、被災者生活再建支援法人である(財)都道府県会館から直接、申請された方の口座に振込まれます。

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場